

社会保険 とっとり

vol.592

2020

8

今月の記事

- 新型コロナウイルス感染症により
影響を受けた場合の特例措置について
- 治療用眼鏡を購入したときは「療養費」の申請が可能です
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第75回 ～かけがえのないもの～
- 令和2年度の健康づくり大会は中止いたします!
- 皆様の職場へ運動指導者を派遣します(無料)



鳥取市元町 荒木神社祭

6号・水彩画

(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症により 影響を受けた場合の特例措置について

1. 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
※収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等（令和2年1月分～令和2年12月分）が対象となります。

申請手続きについて

「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。
（郵送でも提出いただけます。）

- ※申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
- ※ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へご相談ください。

ご相談・
お問合せ先

鳥取年金事務所
鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所
倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所
米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

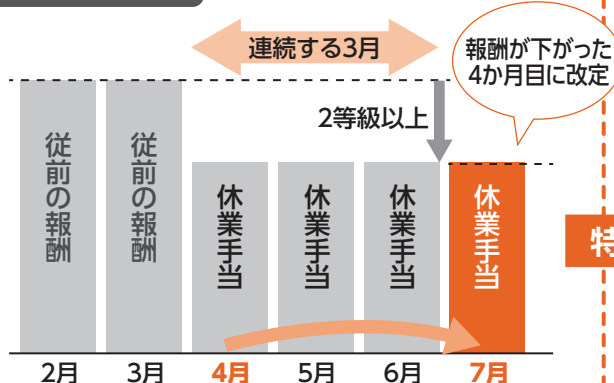
2.標準報酬月額の特例改定について

特例改定の概要

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により**休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方**について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

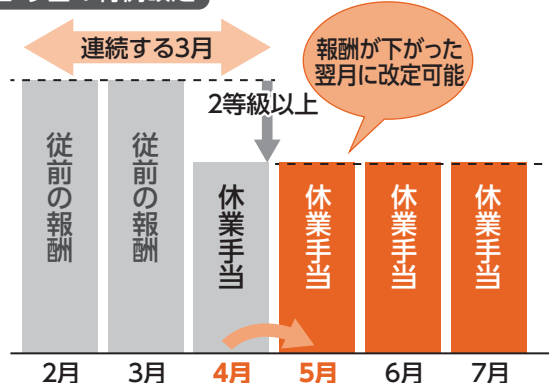
例えば**4月から休業手当が支払われた場合**
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

■ 通常の随時改定



今回の特例を利用した場合
5月から改定が可能となります。

■ 今回の特例改定



※9月以降は原則、定時決定により決定された標準報酬月額となります。ただし、定時決定が行われない7・8月改定の方は、休業回復後に随時改定の届出が必要です。

※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる方 次のすべてに該当する方が対象となります。

- **新型コロナウイルス感染症の影響による休業**(時間単位を含む)があったことにより、**令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**
- **著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方**
※固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意**している
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)
※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

対象となる保険料

- 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の**令和2年5月から8月分保険料が対象**となります。
※令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続きについて

- **月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請**してください。
※管轄の年金事務所へ郵送してください。(窓口へのご提出も可能です。)
※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん
加入者
ダイヤル

0570-007-123 (ナビダイヤル)
03-6837-2913 (050から始まる電話で
おかけになる場合)

受付時間

月～金曜日: 午前8時30分～午後7時
第2土曜日: 午前9時30分～午後4時



第75回 かけがえのないもの

▼他に代えがたいもの

最近、「かけがえがない」という言葉が気になっている。私も今年還暦となり、母も80代半ばで鳥取の実家で暮らしているが、いつまでこの状態が維持できるかわからない。先日、母が入院し、がらんとした実家に一人で佇んでいると、その寂しさ、わびしさが身にこたえる。たくさん家族がいて賑やかだった小さい頃がしきりと思い出される。まさか、この家に暮らす人が一人もいなくなるとは。手入れされない庭は、あっという間に雑草に覆われる。ときおり思い出したように草を刈ってみるのだが、祖父が丁寧に手入れしていた往年の美しい庭には、決して戻らない。

▼美田と庭

手入れの行き届いた田んぼや庭は、とてもうつくしいものだ。あぜの雑草を放置すれば、害虫がついて稲に悪影響するので、あぜ地の草刈りは欠かせない。自分でやってみるとわかるが、いったん草刈りを始めると、「きれいに刈っておきたい」という気持ちが次第に強くなる。これは、「庭を手入れする」気持ちと似ているように思う。祖父も「他人に見せるため」に、庭の手入れをしていたわけではなかったはずだ。やむにやまれぬ気持ちの積み重ねが、田んぼを「美田」に、庭を「美しい庭」にするのであろう。いっぽうで、「児孫のために美田を買わず」という故事もある。美田や立派な土地屋敷を手に入れても、それは決して子孫のためにはならないという戒めである。あくまで自分一代限りと思えば、さだめてやるべきである。

▼かけがえのない記憶

自分にとってかけがえのないものとは何か。それは、家族、仕事、生きがい、いろいろ思い浮かぶが、

記憶もそのひとつだ。小さい頃、実家で過ごした蒸し暑い夏の記憶、秋の夕暮れ、冬の夜の大雪、そういう記憶の背景には、つねに家を含む土地の風景がある。しかし、その頃いっしょに過ごしていた家族は、今はもういない。いま目の前にあるのは、住む人のいない、少しくたびれた古めかしい家屋だけだ。「かけがえがないのは記憶であって、その家屋や土地ではない」とわかっている、記憶は過去に飛び、ひとりで語り始める。私にとってかけがえがない風景と同じように、私の子どもたちも、まったく別のかけがえのない風景があるのだろう。「かけがえのない」というのは、きわめて個人的なもので伝達不可能なものに思えてくる。同じ家で暮らし、何世代もが同じ釜の飯をたべ時間を過ごした「家」がなくなった現代、世代を隔てた家族が「同一のかけがえのない記憶」をもつことは、難しくなっているのかもしれない。それはそれで、自由なようでもあり、少し寂しくもあるのだ。



鳥取大学医学部
地域医療学講座
教授

谷口 晋一
(たにぐち しんいち)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

検索

令和2年度の健康づくり大会は中止いたします！

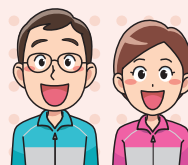
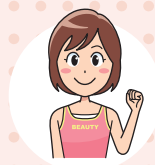
例年各地区で実施しております健康づくりの各種大会(ボウリング大会、グラウンドゴルフ大会、ゴルフ大会)は、新型コロナウイルス感染予防のため中止させていただきます。

皆様にはご迷惑をお掛け致しますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。



派遣費用
無料

皆様の職場へ 運動指導者を 派遣します！



研修会や講習会にご利用ください

会員事業所(協会費を納付されている事業所に限ります)の職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、職場で行う健康づくり講習会等に健康運動指導者を派遣します。



- 講師の派遣費用は無料です。
- 対象人数は5人以上です。
- 講習会は1時間程度です。
- 健康づくり講習会の内容例
健康づくりに関する講演、ストレッチング、健康体操、肥満の解消法などの実技指導
- 講習会の曜日・時間の設定は自由です。



就業後や休日の開催も可能です

- ※講習会の内容及び曜日・時間帯につきましては、なるべく事業所のご要望に応じさせていただきます。
- ※派遣申込書は当協会ホームページから印刷してご利用ください。